令和９年度　仙台市スクールカウンセラー（会計年度任用職員）募集要項

１　採用職種　　スクールカウンセラー（会計年度任用職員）

２　受験資格　　次の（１）から（２）までの要件を満たす者

（１）　次のいずれかの資格要件に該当する者

①　公認心理師又は臨床心理士資格取得者

②　公認心理師又は臨床心理士の受験資格を有する者（見込みを含む）

③　大学を卒業し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務（教職は除く）に就いて５年以上の経験を有する者（採用時に５年以上の経験を有する見込みを含む）

（２）次のいずれにも該当しない者

①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②　仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

④　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

⑤　令和８年１２月２５日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」（令和６年法律第６９号）に規定する特定性犯罪事実該当者

【特記事項】

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容が、事実と異なっていた場合、選考結果を取り消すことがあります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

３　職務概要

○　スクールカウンセラー（仙台市立小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・仙台市教育相談室でのスクールカウンセリング業務）

注）勤務場所については仙台市立小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・仙台市教育相談室のいずれかで、複数校を兼務する場合があります。

○　仙台市教育支援センターカウンセラー（仙台市教育支援センターでの相談業務）

４　区分・募集人数

下記の区分のうち、いずれかを選んで申し込んでください。（なお、スクールカウンセラーと仙台市教育支援センターカウンセラーの併願は可能です。）

採用予定人数は、スクールカウンセラーＡおよびＢをあわせて３５名程度、仙台市教育支援センターカウンセラーは１名を予定しております。

区分	職　務　概　要	資　格　要　件
スクールカウンセラーＡ	①　スクールカウンセリング業務 ②　全体研修、グループ研修の推進役とグループ内カウンセラーへの助言と援助	公認心理師または臨床心理士資格取得者で、仙台市で１年以上スクールカウンセラーとして勤務経験がある者
スクールカウンセラーＢ	スクールカウンセリング業務	①公認心理師または臨床心理士資格取得者 ②公認心理師または臨床心理士の受験資格を有する者（見込みを含む） ③大学を卒業し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に就いて、５年以上の経験を有する者（採用時に５年以上の経験を有する見込みを含む）
仙台市教育支援センターカウンセラー	仙台市教育支援センターでの相談対応	①公認心理師または臨床心理士資格取得者 ②公認心理師または臨床心理士の受験資格を有する者（見込みを含む） ③大学を卒業し、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に就いて、５年以上の経験を有する者（採用時に５年以上の経験を有する見込みを含む）

５　勤務条件等

スクールカウンセラーＡ、Ｂ、仙台市教育支援センターカウンセラーの区分及び週の勤務日数による勤務条件は、以下の通りです。

（１）スクールカウンセラーＡ１（週１日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週１日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に４日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額１２８,３０４円（基本月額＋地域手当相当額） 年額1,５３９,６４８円
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入・忌引等の特別休暇(有給) ・健康診断(胸部Ｘ線検査のみ)

（２）スクールカウンセラーＡ２（週２日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週２日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に３日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額２３８,４６４円（基本月額＋地域手当相当額） 年額2,８６１,５６８円
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（３日）　・忌引等の特別休暇(有給) ・健康診断(胸部Ｘ線検査のみ)

（3）スクールカウンセラーＡ３（週３日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週３日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に２日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額３８３,６０５円（基本月額＋地域手当相当額＋毎月分期末手当） 年額４,８３４,２９４円＋期末勤勉手当（６月・１２月）
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（３日）　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断

（4）スクールカウンセラーＡ４（週４日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週４日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に１日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額５０４,９００円（基本月額＋地域手当相当額＋毎月分期末手当） 年額６,３６２,８８７円＋期末勤勉手当（６月・１２月）
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（７日）　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断 ・スクールカウンセラーA４は、令和８年度仙台市スクールカウンセラーA として勤務している者を対象とします。

（5）スクールカウンセラーＢ１（週１日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週１日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に４日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額５１,８４０円（基本月額＋地域手当相当額） 年額６２２,０８０円
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断（胸部Ｘ線検査のみ）

（6）スクールカウンセラーＢ２（週２日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週２日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に３日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額９６,７６８円（基本月額＋地域手当相当額） 年額１,１６１,２１６円
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（３日）　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断(胸部Ｘ線検査のみ)

（7）スクールカウンセラーＢ４（週４日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日７時間、週４日勤務、年間３５週勤務の予定
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に１日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額２０４,５７３円（基本月額＋地域手当相当額＋毎月分期末手当） 年額2,５７８,０８５円＋期末勤勉手当（６月・１２月）
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（７日）　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断

（8）スクールカウンセラー教育支援センター（週５日勤務）

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日６時間、週５日勤務、原則として月～金
休　　日	土曜日、日曜日、祝日のほか、年末年始
報酬見込み	月額３００,９３９円（基本月額＋地域手当相当額＋毎月分期末手当） 年額3,７９２,５１５円＋期末勤勉手当（６月・１２月）
そ の 他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入　・年次有給休暇（１５日）　・忌引等の特別休暇（有給） ・健康診断

注）１　報酬額は令和８年１１月時点による見込み額であり、改定される場合があります。
　　２　スクールカウンセラーＡ、Ｂの区分及び週の勤務日数によって勤務条件は異なります。
　　３　スクールカウンセラーＢで採用になった場合でも、公認心理師または臨床心理士の資格取得後、仙台市スクールカウンセラーとしての実務経験年数が１年経過し、かつ勤務成績が不良でない場合、２年目からスクールカウンセラーＡとしての採用資格を得ることができます。
　　４　スクールカウンセラーＡで採用になった場合、仙台市教育相談室での勤務になる場合があります。
　　５　学校での教育相談活動の時間以外に研修、ヒアリング等、合わせて年間約４５時間の研修等を行います。
　　６　雇用期間は同一の職が引き続き設置される限り、最大で一会計年度までです。ただし勤務成績が不良でなく、翌年度も同一の職が設置される場合に限り、公募によらない再度の任用を行う場合があります（非公募での再度の任用：上限回数２回）。
　　７　仙台市における新規採用者を対象に、４月に２時間程度の新規採用者研修会を実施します。必ず受講するようにしてください。

６　試験日時　　一次試験：令和９年１月７日（木）１０時００分～１１時００分

※一次試験の合格者を対象に、二次試験を実施します。

二次試験：令和９年２月１日（月）　９時００分～１６時００分

７　試験会場　　一次試験：仙台市教育センター

仙台市宮城野区鶴ケ谷北１丁目１９番１号

二次試験：仙台市役所上杉分庁舎１２階　第１会議室

仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号

８　試験内容　　一次試験：論文

・出題された一つのテーマについて、４００字原稿用紙２枚以内にまとめる

二次試験：個別面接

・個人面接を実施する

９　試験当日に持参していただくもの

（１）受験票　　（２）筆記用具　　（３）上履き、上履き入れ（一次試験のみ）

（４）お持ちの資格（公認心理師、臨床心理士）を証明するものの原本または最終学歴卒業証明書の原本（一次試験のみ）

10　受験申込手続

（１）受付期間　令和８年１１月６日（金）～１２月７日（月）当日消印有効

（２）提出書類

① 受験申込書（仙台市ホームページからダウンロードしてください。または、下記問合わせ先にて配布しています。）

② 受験票（受験申込書より切り取らないでください。）

③ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に係る誓約書

④ 資格取得済みの方は、「公認心理師」または「臨床心理士」の資格認定書の写し１部（両方取得している方は両方の写し１部）、資格取得見込みの方は、最終学歴卒業証明書の写し１部、「２受験資格（２）の③」に該当する方は、在職証明書
※取得見込みの方は、資格取得後に証明できるものの写し１部をご提出いただきます。

⑤ 受験票郵送用封筒（定形封筒長形３号。１１０円切手貼付、申込者住所、氏名記入）

⑥ 合否通知用封筒（定形封筒長形３号。１１０円切手貼付、申込者住所、氏名記入）

（３）提出方法及び提出先

① 郵送にて、「配達証明」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印があるものに限り受理します。

② 封筒に「ＳＣ受験」と朱書きの上、次の住所まで提出してください。

〒９８０－００１１　仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号　上杉分庁舎１３階
仙台市教育局　学校教育支援部　多様な学び支援課宛

（４）受験票交付

令和８年１２月２３日（水）までに郵送にて交付します。

注）受験票が上記日付まで届かない場合には、問合せ先に照会してください。

11　合格発表

（１）合否については、一次試験終了後、受験者全員に令和９年１月２２日（金）までに発送し、郵送で通知します。なお、一次試験を合格した方には、令和９年２月１日（月）の二次試験日程をお知らせします。

（２）この試験の結果については、仙台市個人情報保護条例の規定により、口頭で開示を請求することができます。（開示については、事前の申込みが必要です。）

【対　　象】　試験の不合格者
【開示内容】　試験結果の順位
【期　　間】　合格発表の日より１か月間
【申込方法】　受験者本人が、事前に、午前９時から午後４時３０分までの間に口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。なお、電話・手紙等での申込みはできません。
【申込場所】　仙台市教育局学校教育支援部多様な学び支援課　企画班
【必要書類】　受験票又は本人であることが確認できる書類（免許証、マイナンバーカード等）

12　採用方法

試験合格者には、以下についてお願いします。

○　指定医療機関において健康診断を受けていただきます。
　健康診断の結果によっては、採用を見送る場合がございます。
　二次試験の合格通知発送時に上記必要書類の提出に関する資料を同封しますのでご確認ください。

13　その他

応募書類については、返却しませんのでご了承願います。採用試験後に当方で責任をもって処分します。

14　問合せ先

申込み手続きや試験、採用についての問合せは、下記担当までにお願いします。

仙台市教育局　学校教育支援部　多様な学び支援課　企画班
〒９８０－００１１　仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号　上杉分庁舎１３階
℡　０２２－２１４－０００４

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。